

和寒町簡易水道事業経営戦略

令和 8 年度 — 令和 17 年度
(2026 年度 — 2035 年度)

令和 8 年 3 月
和寒町

目次

総論	1
1 改定の方針について	2
1.1 経営戦略の目的と必要性	2
1.2 今回の経営戦略改定の柱について	3
2 現状分析と経営課題について	4
2.1 令和7年度決算数値と将来推計値	4
2.2 標津町簡易水道事業の経営課題	4
3 本経営戦略改定後の見通し	5
3.1 対象事業及び計画期間	5
3.2 実現のためのロードマップ	5
3.3 業績目標	6
4 経営戦略	7
各論	16
第1章 各種統計	17
1 簡易水道事業の現状と課題	17
1.1 簡易水道事業の歴史	17
1.2 簡易水道事業の現状	18
1.3 将来の事業環境	23
1.4 水道事業の経営課題	26
2 水道料金の適正水準	26
2.1 料金対象経費の予測と料金適正水準の検討	27
2.2 料金水準の見直しとその影響について	27
3 投資・財政計画	27
3.1 投資計画の検討	27
3.2 今後の財政運営上の基本方針	27
3.3 将来シミュレーションの実施及び前提条件	28
3.4 財政計画の策定	29
3.5 指標分析	33
第2章 事後検証と経営戦略の見直し	39
1 事後検証	39
2 経営戦略の見直し	39
第3章 投資・財政計画	40
1 投資・財政計画	40

總論

1 改定の方針について

1.1 経営戦略の目的と必要性

【背景】

公営企業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等により、一層に厳しさを増すことが予想されます。

各公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくためには、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表を活用した「見える化」による現状分析に基づく経営戦略の策定、抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが求められています。

【目的】

これらの課題や現状に対して総務省は、公営企業の中長期的な経営の基本計画の「経営戦略」を企業ごとに策定し、それに基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現していくことを強く求めています。

また、今回の経営戦略改定では下記の要件が必須項目となっています。

※経営戦略確認リストより抜粋

（経営戦略確認リスト 必須項目）

- ① 今後の人口減少等を加味した料金収入を反映している
- ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用を反映している
- ③ 物価上昇等を反映した動力費、修繕費、材料費等の上昇傾向等を反映している
- ④ 料金改定の実施を反映している（広域化、民間活用及び効率化、事業廃止等の中からひとつを選択する）
- ⑤ 料金回収率に関する目標設定がされている
- ⑥ 計画期間が10年以上となっている
- ⑦ 計画期間内に収支均衡となっている
- ⑧ 議会・住民に対して公開されている
- ⑨ 毎年度の進捗管理と少なくとも5年に1回の頻度での見直し等の経営戦略の事後検証改定の実施について記載がある

1.2 今回の経営戦略改定の柱について

令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間を計画期間と定めた、今回の和寒町簡易水道事業（以下「簡易水道事業」という。）の経営戦略の改定においては、以下の内容を盛り込んだ計画とします。

1. 料金の改定による財政基盤の確保

【目的】

簡易水道事業の持続可能な運営を図るため、料金改定を通じて安定した財政基盤の確保に努めます。

【背景・理由】

① 地方公営企業としての原則

簡易水道事業は、利用者の負担をもとに運営されるべき事業であるが、現在は水道料金の収入の割合が低く、一般会計からの繰入金に依存して財政基盤が脆弱な状況です。

② 長期期間にわたる料金未改定

令和 2 年 4 月の料金改定以降、5 年間にわたり料金の改定が行われておらず、物価や経費の変動に対応できていません。

③ 料金回収率の維持と改善の必要性

現在の料金回収率は 41% ですが、今後 10 年間でこれを維持しなければ、料金回収率は 35% まで低下する見込みです。

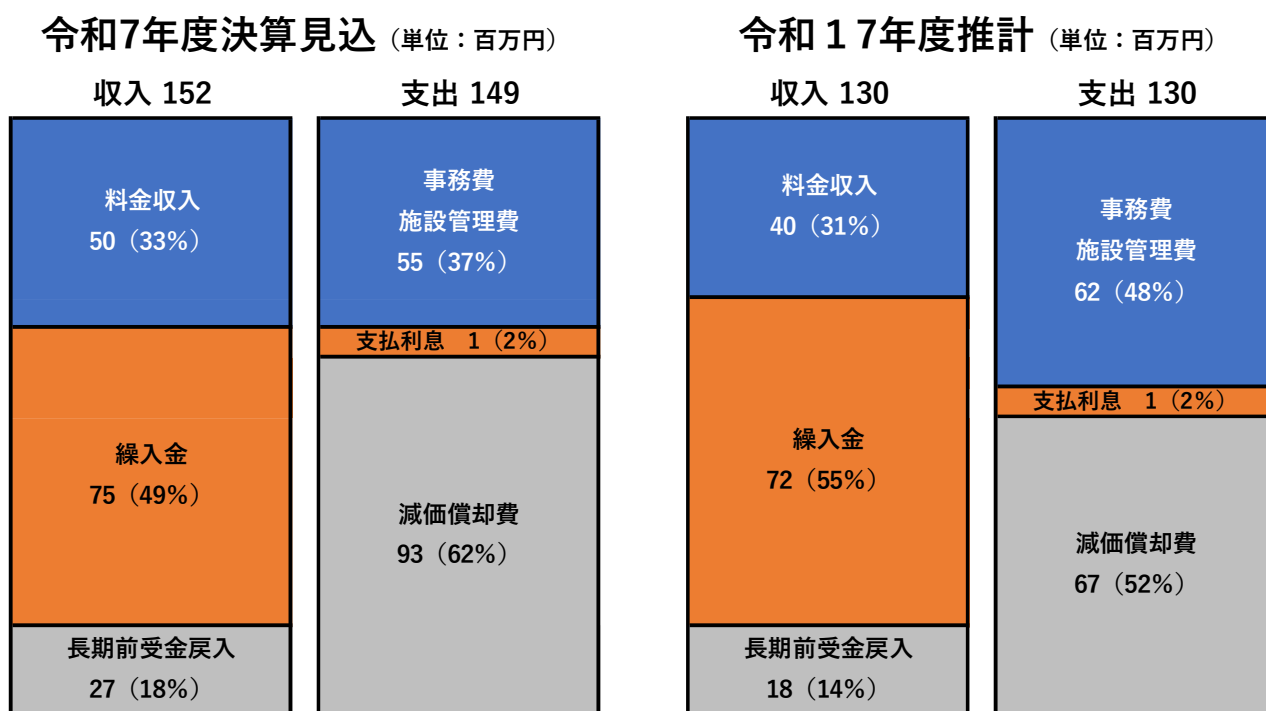
- ・ 人口減少：今後 10 年間で人口が 21% 減少する見込みです。
- ・ 物価上昇により経費が 10 年間で約 20% 増加する見込みです。

2 現状分析と経営課題について

2.1 令和7年度決算数値と将来推計値

以下の図は、令和7年度の決算見込及び財政シミュレーションに基づく推計です。

今後は、施設の更新費用や維持管理費の増加、さらに人口減少による料金収入の減少が進むことで、一般会計からの繰入金の割合が増加することが見込まれます。



図a 令和7年度決算見込と令和17年度推計の損益計算書比較

2.2 簡易水道事業の経営課題

以下の理由により財源が不足しており、早急な対策が必要になっています。

1. 今後、施設の更新費用や物価高騰に伴う維持管理費の増加に加え、人口減少に伴う料金収入の減少が予想されます。一方で管路の経年化率が平均値の倍以上となっている。
2. 昭和38年の供用開始から62年が経過した現在においても、料金回収率は100%に達しておらず、資本費に充当するための十分な財源が確保できていません。
3. 有収率が低水準にあることから漏水調査や老朽管路の更新・管理に更なる費用が必要となります。

3 本経営戦略改定後の見通し

3.1 対象事業及び計画期間

本経営戦略は、簡易水道事業を対象としています。

経営戦略は、中長期的な経営の基本計画であり、通常 10 年以上の期間を基本としています。これを踏まえ、本経営戦略の計画期間は、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とします。

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
和寒町簡易水道事業経営戦略 (平成29年度策定)																				
和寒町簡易水道事業経営戦略 (R7年度改定)																				

図 b 経営戦略の対象事業及び計画期間

3.2 実現のためのロードマップ

総務省「経営戦略の改定推進について」（令和 4 年 1 月 25 日付け総財公第 6 号）に基づき、「**料金回収率の向上に向けたロードマップ**」を以下に示します。

料金回収率の向上を図るため、令和 10 年度から令和 11 年度にかけて水道料金の在り方について検討を行い、令和 12 年度に料金改定を実施する予定です。また、料金改定の結果を経営戦略に反映させるため、改定から 5 年後に経営戦略の見直しを行うサイクルを確立します。

さらに令和 15 年度から令和 16 年度にかけて再度水道料金の検討を行い、令和 17 年度に 2 回目の料金改定を予定します。

項目 \ 年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経営戦略計画期間											
経営戦略見直し	◎					◎					◎
計画期間											
料金の検討											
料金改定						◎					◎

図 c 料金回収率の向上に向けたロードマップ

3.3 業績目標

ロードマップに従い、料金回収率の向上に向けた業績目標を以下に示します。

料金回収率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	41.3%	40.0%	38.1%	36.8%	36.6%	40.3%	39.2%	37.9%	37.2%	35.8%	42.1%
供給単価（円/㎥）	225.53	225.53	225.53	225.53	225.53	247.61	247.61	247.61	247.61	247.61	267.42
給水原価（円/㎥）	545.66	563.94	591.72	612.45	616.11	614.67	632.06	653.94	665.84	692.14	634.86

図 d 料金回収率の向上に向けた業績目標

ア. 実施予定時期

- ・ 令和 8（2026）年度～令和 17（2035）年度（10 年間）

イ. 料金回収率向上に向けた具体的な取組み

- ・ 5 年に 1 度見直すサイクルを確立し、毎年、目標数値と予算、決算数値との比較を行い、料金回収率の向上に取組みます。

ウ. 将来の経営改善に向けた協議継続案件

- ・ 効率的な組織体制の構築
- ・ 設備更新等計画に基づく投資の平準化
- ・ 施設・設備の廃止・統合・合理化の推進
- ・ スマートメーター導入の検討

エ. 管理委託経費の節減

- ・ 複数年包括的民間委託による効果的な経費削減

和寒町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 和寒町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供 用 開 始 年 月 日	昭 和 38 年 9 月 1 日	計 画 給 水 人 口	2,697 人
法 適 (全 部 ・ 財 務) ・ 非 適 の 区 分	法適(財務)	現 在 給 水 人 口	2,636 人
		有 収 水 量 密 度	0.05 千m ³ /ha

② 施 設

水 源	☒ 表流水 , ☐ ダム , ☐ 伏流水 , ☒ 地下水 , ☐ 受水 , ☐ その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	2	管 路 延 長	88.3 千m
	配水池設置数	11		
施 設 能 力	1,485 m ³ /日	施 設 利 用 率	42.13 %	

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	用途別基本料金と従量料金を組み合わせた料金体系を採用しています。	
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平 成 13 年 4 月 1 日	

<料金表>

用 途	基本料金 (1か月につき)		超過料金
	水 量	料 金	(1立方メートルにつき)
一 般 用	8 立 法 メ ー ト ル ま で	1,200 円	61 円
	8 立 法 メ ー ト ル を 超 え る 分		234 円
営 業 用	15 立 方 メ ー ト ル ま で	3,200 円	234 円
団 体 用	15 立 方 メ ー ト ル ま で	3,200 円	217 円
浴 場 用	100 立 方 メ ー ト ル ま で	16,860 円	217 円
臨 時 用	10 立 方 メ ー ト ル ま で	8,430 円	1,094 円

出所：和寒町簡易水道事業給水条例

④ 組 織

職員数は3人(正職員2人、会計年度任用職員1人)であり、本町の水道事業は建設課上下水道係で所管し、業務は簡易水道事業と公共下水道事業を兼務し処理している。
建設課には上下水道係のほか、管理係、建築係、土木係、土地改良係があり、連携を図りつつ効率的な管理に努めている。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

民間委託については、水道施設(取水施設、浄水場、ポンプ場、配水池)の運転管理業務(自家用電気工作物保守管理業務を含む)および水質検査業務を民間に委託しています。指定管理者制度、PPP・PFIの活用は検討していない。
資産活用については、導水施設における小規模発電の設置を検討したが、費用対効果の面からで有効ではないと判断した。
施設統合については、現在、4か所の取水施設、2か所の浄水場、4か所の配水池で対応しており、当面は、現在の施設を使用して供給を続ける予定です。
広域化については、平成30年に浄水場を新設していることから、当面は、広域化の検討は行わない。

*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

令和7年度に策定・公表した「経営比較分析表」を添付(別紙 経営比較分析表)

経営比較分析表（令和6年度決算）

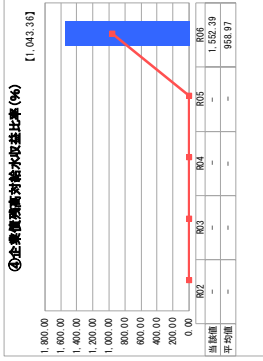
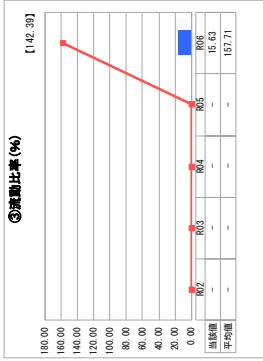
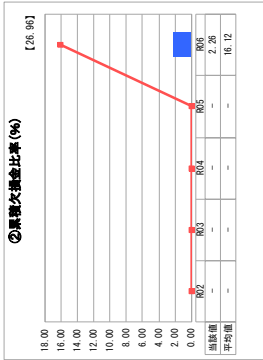
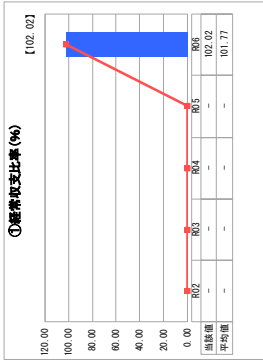
北海道 和寒町

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	簡易水道事業	C3	自治体職員
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	10m20m ⁴ 集まり集積料金(円)	
-	53.77	94.65	4,496	

面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
225.11	2,807	12.47
給水区域面積 (km ²)	現在給水人口 (人)	給水人口密度 (人/km ²)
46.36	2,636	56.86

グラフ凡例
■ 当類似団体 (当決算値)
- 類似団体平均値 (平均値)
【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



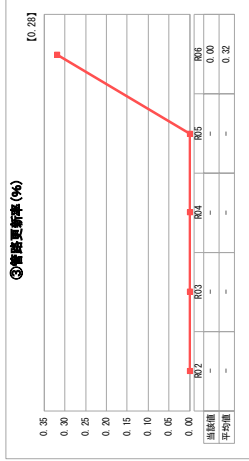
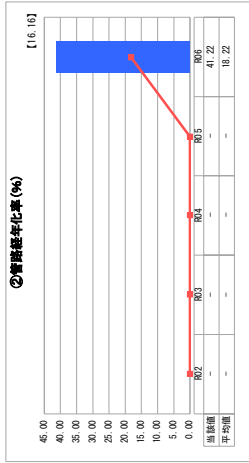
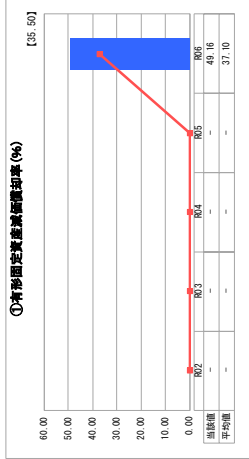
1. 経営の健全性・効率性について

- ①経常収支比率は100%を上回っており、当年度収支としては健全経営が行われているが、人口減少に伴い給水収益が年々減少している傾向にあるため、更なる経営効率化に努める必要がある。
- ②当企業価値会計の適用初年度に外損金が生じたことから、早期に解消すべく経営改善に努める。
- ③流動比率が類似団体平均値に比べ低くなっているが、浄水場新築に伴う企業価値増減が令和12年度より半減する予定であることから、将来的には改善を見込んでいる。
- ④浄水場新築に伴う企業価値増減により類似団体平均値に比べ高い数値となっておりが令和12年度より半減する予定であることから、将来的には改善を見込んでいる。人口減少に伴い給水収益が年々減少している傾向にあるため、将来的には給水使用料の改定を検討する必要がある。
- ⑤人口減少に伴う使用水量の減少、物価高騰に伴う経費の増により経常回収率は低くなっている。人口減少に伴い給水収益が年々減少している傾向にあるため、経営削減・経営効率化に努める必要がある。
- ⑥給水原価は平均値を大きく上回っており、更なる経営効率化や浄水場調査及び修繕による有収水量向上に努める必要がある。
- ⑦給水原価上の削減は必要であるが、今後も同様の水準を維持する必要がある。
- ⑧当年度、事業計画及び修繕を適時実施しているが、翌年度も不回復している状況である。今後も配水等の浄水場調査を実施し、有収率の向上に努める。

2. 老朽化の状況について

管路更新については、現状更新は行っていないが布設時期・耐用年数などから老朽の度合いを考慮し、適宜更新をしていく必要があると考える。

2. 老朽化の状況



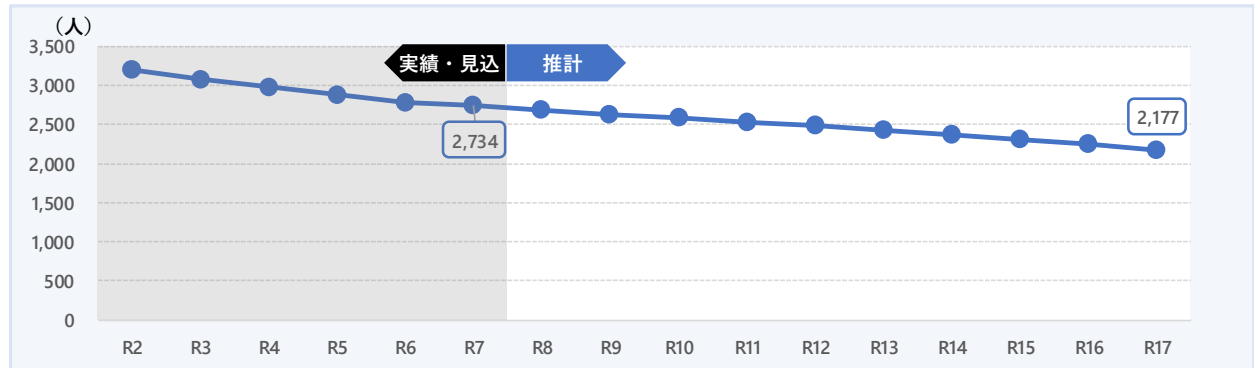
令和6年度より公営企業会計の適用を行っているが、料率回収率は類似団体平均値に比べ低く、給水原価も類似団体平均値を上回っている状況である。浄水場新築に伴い給水収益が増加し、物価高騰に伴う経費増減の増大は必ずしも増収につながるものではないと見られることから、将来的には更なる経営改善に努める必要がある。

全体総括

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

人口については国立社会保障・人口問題研究所の推計値により算出しています。10年後に当たる令和17年度には令和7年度の人口の79%程度まで減少する予測となっています。
行政区域内人口が減少すると給水人口も比例して減少する見込みです。



実績(決算統計より)

	R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口	3,198	3,079	2,987	2,874	2,785

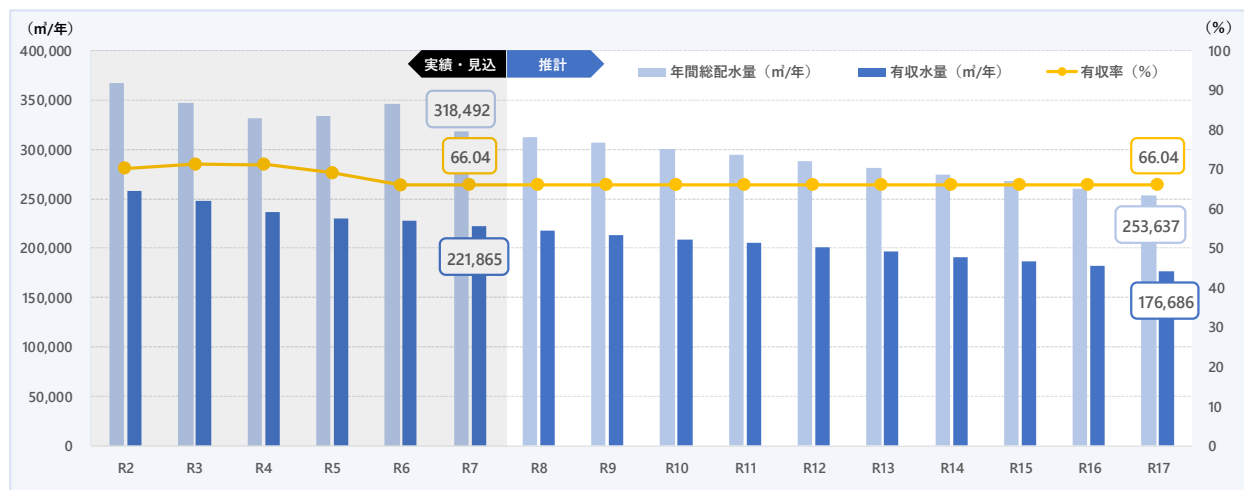
見込み・推計

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
行政区域内人口	2,734	2,683	2,632	2,581	2,530	2,478	2,418	2,358	2,298	2,238	2,177

出典：国立社会保障・人口問題研究所_日本の地域別将来推計 人口令和5（2023）年推計

(2) 水需要の予測

人口減少に伴い有収水量も減少し、有収水量と給水人口の間には高い相関関係があります。
今後も給水人口の減少傾向は続く想定され、水需要も減少していくことが予想されます。
10年後に当たる令和17年度には令和6年度の有収水量の77%程度まで減少する予測となっています。



	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
年間総配水量 (m³/年)	367,184	347,275	331,648	333,600	345,800	318,492	312,462	306,555	300,648	294,740	288,587	281,696	274,681	267,666	260,651	253,637
有収水量 (m³/年)	258,188	248,188	236,707	230,545	228,370	221,865	217,664	213,549	209,434	205,319	201,033	196,232	191,346	186,459	181,573	176,686
有収率 (%)	70.32	71.47	71.37	69.11	66.04	66.04	66.04	66.04	66.04	66.04	66.04	66.04	66.04	66.04	66.04	66.04

(3) 料金収入の見通し

料金収入の見通しについては、人口減少による収入の減、物価上昇、更新費用の増大により支出の増になる見込みです。今後10年で料金回収率を上昇させるためには、早急に料金改定を検討しなければならない状況です。10年後に当たる令和16年度には令和5年度の料金収入の80%程度まで減少する予測となっています。



	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
水道料金 (千円)	59,795	57,189	48,055	50,611	50,866	49,903	48,960	48,016	47,073	46,090	44,989	43,869	42,749	41,628	40,508

(4) 組織の見通し

組織職員数の見通しについては、現状の体制を想定しています。

技術職員と事務職員については、退職した職員の分は新規採用職員で補充する形で現行の人数を維持することを想定しており、職員が代わってもノウハウの継承が行えるよう業務の見える化や共有、研修の充実などを図っていく必要があります。

3. 経営の基本方針

○適切で計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う公債費の負担や維持管理費の増加傾向により、厳しい経営を強いられています。限られた財政の中で、適正な事業計画と財政計画を立て経営を行う必要があります。また、公営企業会計の適用を実施したことにより、独立採算制および透明性が高まったことから、経営状況をより分かりやすく提供できるよう検討します。

○効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組みます。これまでと同様に民間委託を活用し、業務の効率を図るとともに、将来的には包括的民間委託等による、より効率的な民間活用の可能性を検討します。

○収入の確保と負担の適正化

財政基盤を強化するため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図ります。また、水道料金については、適切に収納し、確実に収入として確保します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	計画的な老朽化対策の実施により、資産管理の最適化を図り、コスト削減を実現します。
-----	--

事業費 (税込)											
区 分	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2	R 1 3	R 1 4	R 1 5	R 1 6	R 1 7
量水器	14,610	10,058	14,759	13,249	10,456	12,396	14,151	11,537	11,770	0	16,071
管渠	2,637										
	17,247	10,058	14,759	13,249	10,456	12,396	14,151	11,537	11,770	0	16,071

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	料金収入が減少していくなかで、経費の削減、施設の運用の効率化を進め、健全な経営に努めます。 計画期間 令和17年度末における目標 ・料金回収率 42%以上 ・経常収支比率 100%以上 ・累積欠損金比率 0%
-----	--

<財源の目標に関する事項> 財源試算においては、過去の分析値を用いて複数の人口推移パターンで試算を行いました。いずれのパターンも料金収入の減少を補填するためには、他会計補助金の増しか選択せざるを得ないことから料金水準を改定し自主財源を確保していく方針です。 今後4年間の原価計算表の料金回収率は28%と低い水準になっている為、早急に料金改定を検討する必要があります。 <繰入金に関する事項> 収支均衡を保つために不足している分は繰入金で充てる予定としています。 <企業債に関する事項> 該当なし。 <国庫補助金に関する事項> 該当なし。
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費に関する事項 令和7年度の予算をもとに算出しています。人件費については、人事院勧告の過去の5年の平均に基づき0.3%ずつ上昇する見込みで算出しています。 ・動力費に関する事項 推計方法については令和7年度当初予算額を基に消費者物価指数2.0%ずつ上昇する見込みで算出しています。 ・薬品費に関する事項 推計方法については令和7年度当初予算額を基に消費者物価指数2.0%ずつ上昇する見込みで算出しています。 ・維持費に関する事項 推計方法については令和7年度当初予算額を基に消費者物価指数2.0%ずつ上昇する見込みで算出しています。経費削減策の検討は継続していきます。 ・委託費に関する事項 推計方法については令和7年度当初予算額を基に消費者物価指数2.0%ずつ上昇する見込みで算出しています。経費削減策の検討は継続していきます。
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	平成30年に浄水場を新設していることから、当面は、広域化の検討は行わない。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	事業規模や今後の人口減少に伴う使用料収入の減少等から、本町単独での民間活力の活用については困難であると想定し、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	アセットマネジメント計画の策定を行い、リスクとサービスレベルを考慮した投資計画を検討し、投資の平準化を図るものとする。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	既に簡易水道事業を統合していることから、これ以上の施設の統廃合を行う予定はない。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	平成30年に浄水場を新設し、機械設備および電気計装の合理化を図っており、当面は現状以上の合理化は行わない。
その他の取組	該当なし。

② 財源についての検討状況等

料 金	令和2年に料金改定以降、水道料金は据え置いています。長期財政シミュレーションの結果、今後の人口減少や物価上昇を見込んだ場合、今後10年で現行使用料料金から 1.7倍 の改定が収支均衡には必要となりますが、料金回収率 43% の目標を達成するため、令和12年、令和17年に改定を行う方向で検討します。その後、5年に1回の見直しを含め、検討を行う予定です。
企 業 債	世代間負担の公平性を確保し、企業債の償還により経営が圧迫することのないように計画的な起債を実施する。
繰 入 金	収益的収入の繰入金については料金改定を計画し減らす方向で取り組んでいきます。資金的収入の基準外繰入金は見込まない。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	活用可能な資産を有していないため、資産活用による収入増加は見込まない。
その他の取組	該当なし。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	毎年度の進捗管理をPDCAサイクルの活用によって着実にを行い、5年毎に収支計画を見直すことにより、本経営戦略の検証・改定を行います。
-------------------------	--

原価計算表

布設年月日

昭 和 38 年 9 月 1 日

給水人口

2,636人

計算期間

自 8 年 4 月 至 12 年 3 月
(4年間)

収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	料金対象収支 (A)－(B)
料 金 (X)	千円 50,056	千円 48,528	千円	千円 48,528
給 水 装 置 工 事 費		0		0
そ の 他	61			0
合 計	50,117	48,528	0	48,528

支 出 の 部

項 目				金 額			
				最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	料金対象収支 (A)－(B)
取水・貯水及び 導水費	人 件 費	給 料	千円	千円	千円	千円	
		諸 手 当				0	
		福 利 費				0	
	電 力 費				0		
	修 繕 費				0		
	用 水 費				0		
	減 価 償 却 費				0		
	そ の 他				0		
小 計			0	0	0	0	
浄水及び 送水費	人 件 費	給 料				0	
		諸 手 当				0	
		福 利 費				0	
	浄 水 用 薬 品 費		0		0		
	電 力 費		0		0		
	修 繕 費		0		0		
	減 価 償 却 費				0		
	そ の 他	27,778	29,167		29,167		
小 計			27,778	29,167	0	29,167	
配水 費	人 件 費	給 料				0	
		諸 手 当				0	
		福 利 費				0	
	電 力 費		0		0		
	修 繕 費	1,818	1,909		1,909		
	減 価 償 却 費		0		0		
	そ の 他	3,076	3,230		3,230		
	小 計			4,894	5,139	0	5,139
給水装置工事 費	人 件 費	給 料		0		0	
		諸 手 当		0		0	
		福 利 費		0		0	
	材 料 費		0		0		
	そ の 他		0		0		
	小 計			0	0	0	0

一般管理費	人件費	給料	4,898	4,937		4,937
		諸手当	5,570	5,615		5,615
		福利費	2,486	2,506		2,506
	備品費		18	19		19
	消耗品費			0		0
	通信運搬費		135	142		142
	光熱費		136	143		143
	修繕費			0		0
	公課		14	15		15
	支払利息		503	386	219	167
	減価償却費		93,189	89,132	24,020	65,112
	その他		8,431	8,853		8,853
小計			115,380	111,746	24,239	87,507
合計 (Y)			148,052	146,052	24,239	121,813
資産維持費 (Z)						47,848
料金対象経費 (Y) + (Z)						169,661
(X) / ((Y) + (Z)) * 100 =						28.60

<料金水準についての説明>

令和8年度から令和11年度までの料金算定期間において、料金回収率は約**28%**となっています。
 今後は、人口減少の加速により有収水量も減少していく見通しです。一方で、人件費や維持管理費用などの物価上昇の影響から、料金回収率は、今後悪化の見通しを想定しています。
 今後の水道料金対象経費の再検討及び料金体系の構築をし、料金改定につなげていきます。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

各論

第 1 章 各種統計

1 簡易水道事業の現状と課題

1.1 簡易水道事業の歴史

本町における簡易水道事業は、地域住民の生活環境の向上と公衆衛生の改善を目的として、昭和期より計画的に整備が進められてきました。

まず、昭和 38 年（1963 年）には、市街地において簡易水道の給水が開始されました。これにより、町内中心部における安定した飲料水供給体制が確立され住民の生活水準の向上に寄与したところであります。

続いて、同時期から昭和 40 年にかけて、北原地区や三和地区などの開拓地域においても簡易水道が整備され、順次給水が開始されました。これにより、町内の農村地域を含めた広範な区域において、安全な飲料水を確保できる環境が整備されました。

また、昭和 43 年（1968 年）には和寒町簡易水道設置条例が制定され、給水区域・給水人口・給水量等が制度として明確化されました。この条例は、その後の改正を経ながら、町の簡易水道事業を適正かつ計画的に運営するための重要な基盤として位置付けされております。

これらの取組により、簡易水道事業は、地域の実情に応じた施設整備を進めつつ、町民生活の安全性および快適性の確保に大きく貢献してまいりました。今後も、施設の老朽化対策や人口動態の変化に対応しつつ、持続可能な水道経営を推進していくことが求められております。

拡張の経緯は以下のとおりです。

名 称	認可等年月日	事 業	給水人口 人	1 日最大給水量 1日1人
創 設	昭和37年5月11日 37環第2278号	起 工 S37.7 竣 工 S38.8 給水開始 S38.9	3,500 人	150 m ³
第 1 次 拡 張	昭和43年3月30日 環境第1133号	起 工 S43.9 竣 工 S44.11 給水開始 S44.12	4,900 人	150 m ³
第 2 次 拡 張	昭和52年7月18日 衛施第140号	起 工 S52.8 竣 工 S53.10 給水開始 S53.11	5,000 人	260 m ³
第 3 次 拡 張	平成3年7月1日 衛施第8-13号	起 工 H3.7 竣 工 H4.11 給水開始 H3.12	4,564 人	374 m ³
第 4 次 拡 張	平成23年5月2日 衛施第8-13号	起 工 — 竣 工 — 給水開始 H23.4	4,944 人	412 m ³
第 5 次 拡 張	平成27年8月20日	起 工 H28.6 竣 工 H30.3 給水開始 H30.4	3,435 人	432 m ³

出所：平成26年度水道台帳

1.2 簡易水道事業の現状

(1) 施設概要

本町の主な簡易水道施設は、次の表 1-1 のとおりです。

項目	数値	項目	数値
行政区域内総人口	2,785 人	行政区域内面積	46.35 km ²
計画給水人口	2,697 人	給水開始年月日	S38.91.1
現在給水人口	2,636 人	統合認可年月日	平成27年8月20日
水道普及率	97.74% %	職員数	2 名
計画1日最大取水量	2,238 m ³	年間取水量	631,188 m ³
計画1日最大給水量	1,283 m ³	浄水能力	公称能力 1,485 m ³ /日
水道料金	料金体系 用途/口径別	年間浄水量	計画1日最大給水量内訳
	基本水量 0 m ³	345,795 m ³	表流水（河川自流）
	基本料金 1,200 円		3 631,188 m ³
	超過料金 61 円/m ³		その他
	メーター使用料 0 円		か所 m ³
	10m ³ 使用料 2,156 円		
	20m ³ 使用料 4,496 円		
給水原価・供給単価	給水原価 538 円/m ³	年間給水量	内訳
	供給単価 221.6 円/m ³	345,795 千 m ³	有収水量 228,369 m ³
給水件数	1,452 件	1日最大給水量	生活用 192,800 m ³
配水池	自然流下式・ポンプ加圧式併用	1,283 m ³	その他 35,569 m ³
配水方式	池数 5 池	浄水能力	無収水量 0 m ³
	容量 1,393 m ³	1,485 m ³	無効水量 117,426 m ³
管路総延長	内訳		
88,376 m	①ダクタイル鋳鉄管 m	(配水管 m)	
導水管	②鋼管 m	(導水管 m・配水管 m)	
10,508 m	③硬質塩化ビニル管 84,433 m	(導水管 6,565m・送水管 1,477m・配水管 76,391m)	
送水管	④ポリエチレン管 3,943 m	(導水管 3,943m)	
1,477 m	⑤その他 m	(配水管 m)	
配水管			
76,391 m			
水質検査	毎日項目 自己検査	鉛製給水管使用件数	把握していない 件
水質基準不適合回数	毎月項目 指定検査機関	法定耐用年数超過延長	把握していない m
0 回	全項目 指定検査機関	耐震管	把握している
全検査回数		耐震管延長	導水管 3,943 m
12 回		88,376 m	送水管 m
		耐震適合管延長	配水管 m
		88,376 m	
全施設の電力使用量	136,881 kwh	給水停止件数	0 件
消火栓設置状況	0 基		

出所：令和6年度水道統計（消火栓設置状況は地方公営企業決算状況調査から）

浄水施設		水源名	水源の種類	浄水処理方法
東丘浄水場	第1取水	ワッカウエンナイ川	表流水	膜ろ過方式
	第2取水	アサカリ川	表流水	
	第3取水	浅井戸	浅層地下水	
三和浄水場		タツネウシペオッペ川	表流水	緩速ろ過方式

表 1-1 簡易水道施設の概要

(2) 区域内人口、処理水量及び有収水量の推移

① 簡易水道整備人口及び普及状況

本町では、行政区域全体において人口減少が進行しており、それに伴い給水人口も緩やかに減少傾向にあります。水道普及率は95%前後で推移しており、区域の拡張や未普及地域解消も完了していることから、今後新たに施設を建設する見込みはありません。

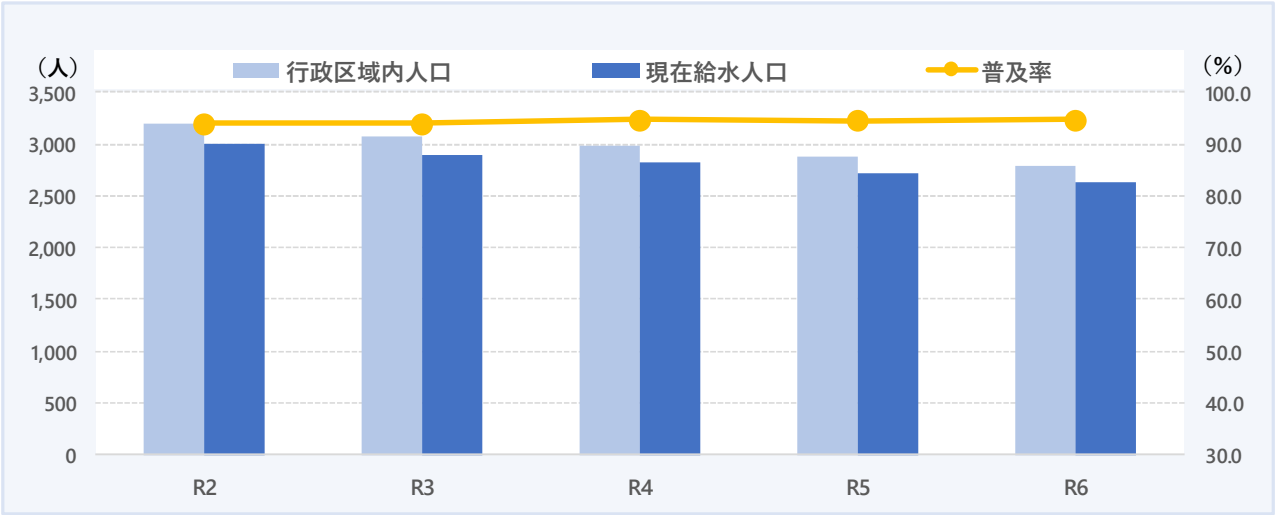
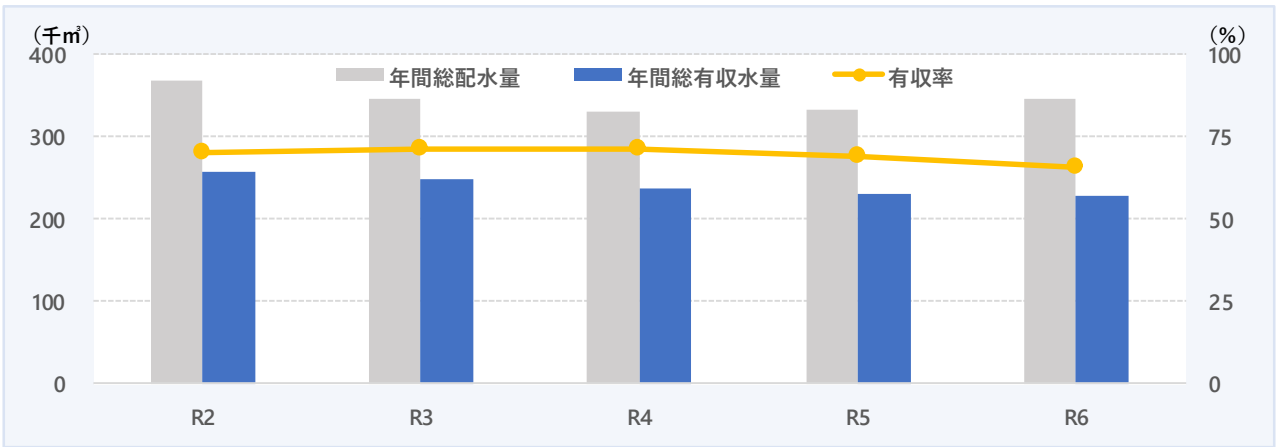


図 1-1 給水人口及び普及状況の推移

② 有収水量及び有収率

簡易水道事業全体においては、人口減少の進行に伴い、年間有収水量及び有収率が年々減少傾向にあります。有収率については、例年、漏水調査や修繕を適宜実施しているものの、依然として平均値を下回っている状況です。今後も、配水管等の漏水調査を計画的に実施するとともに、有収率の向上に努めます。



	R2	R3	R4	R5	R6
年間総配水量	367.81	347.27	331.64	333.60	345.80
年間総有収水量	258.18	248.18	236.7	230.54	228.37
有収率	70.19	71.47	71.37	69.11	66.04

図 1-2 有収水量及び有収率の推移

(3) 水道料金体系及び道内比較

① 水道料金体系

本町の水道事業運営の基本的な財源は水道料金であり、不足分については一般会計からの補填によって賄われています。

和寒町の料金体系は用途別に設定されており、基本料金(基本水量 8 m³)に加えて超過料金が採用されています。月 20 m³使用で 4,496 円(消費税込み)となっています。

現行の水道料金は、次の表 1-2 のとおりです。

用 途	基本料金 (1か月につき)		超過料金
	水 量	料 金	(1立方メートルにつき)
一 般 用	8 立 法 メ ー ト ル ま で	1,200 円	61 円
	8 立法メートルを超える分		234 円
営 業 用	15 立 方 メ ー ト ル ま で	3,200 円	217 円
団 体 用	15 立 方 メ ー ト ル ま で	3,200 円	217 円
浴 場 用	100 立 方 メ ー ト ル ま で	16,860 円	168 円
臨 時 用	10 立 方 メ ー ト ル ま で	8,430 円	1,094 円

出所：和寒町簡易水道事業給水条例

表 1-2 水道料金体系表

② 北海道内の簡易水道料金の比較

本町と他自治体における事業別・類似団体区分の簡易水道料金の比較は、次の図のとおりです。
この類似団体区分とは、法の適用状況（法適用、法非適用）、現在給水人口規模により区分されているものです。当町は令和5年度の時点では法非適用、給水人口2,001人以上5,000人以下となり、区分は「D3」となります。※令和5年度からは法適用なので「C3」となります。

本町の簡易水道料金は、比較対象となる団体の平均値をやや上回っており、相対的には平均水準となっています。また、同一管内の自治体においても、ほぼ同程度の料金設定となっています。

※簡易水道料金については、20㎡と仮定しており、消費税を含んだ金額となっています

※総務省のホームページ 令和5年度水道事業経営比較分析表より抽出

※令和6年3月末日時点での比較を行っています

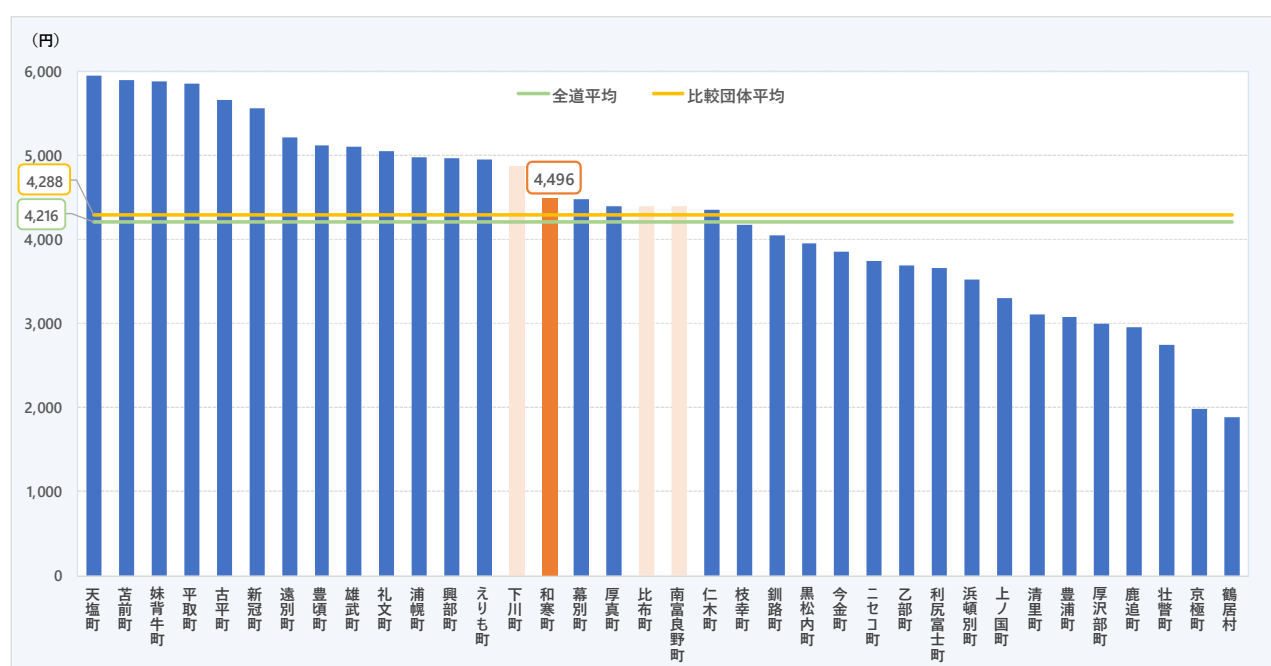


図 1-3 北海道内の各自治体の簡易水道料金

（４）水道料金収入の推移

料金収入は、令和２年度の 6,034 万円から令和 7 年度には 5,086 万円へと緩やかに減少傾向を示しています。

なお、令和 5 年度までは特別会計であったため税込金額での表示となっており、令和 6 年度からは地方公営企業法の適用により、税抜金額での表示となっています。

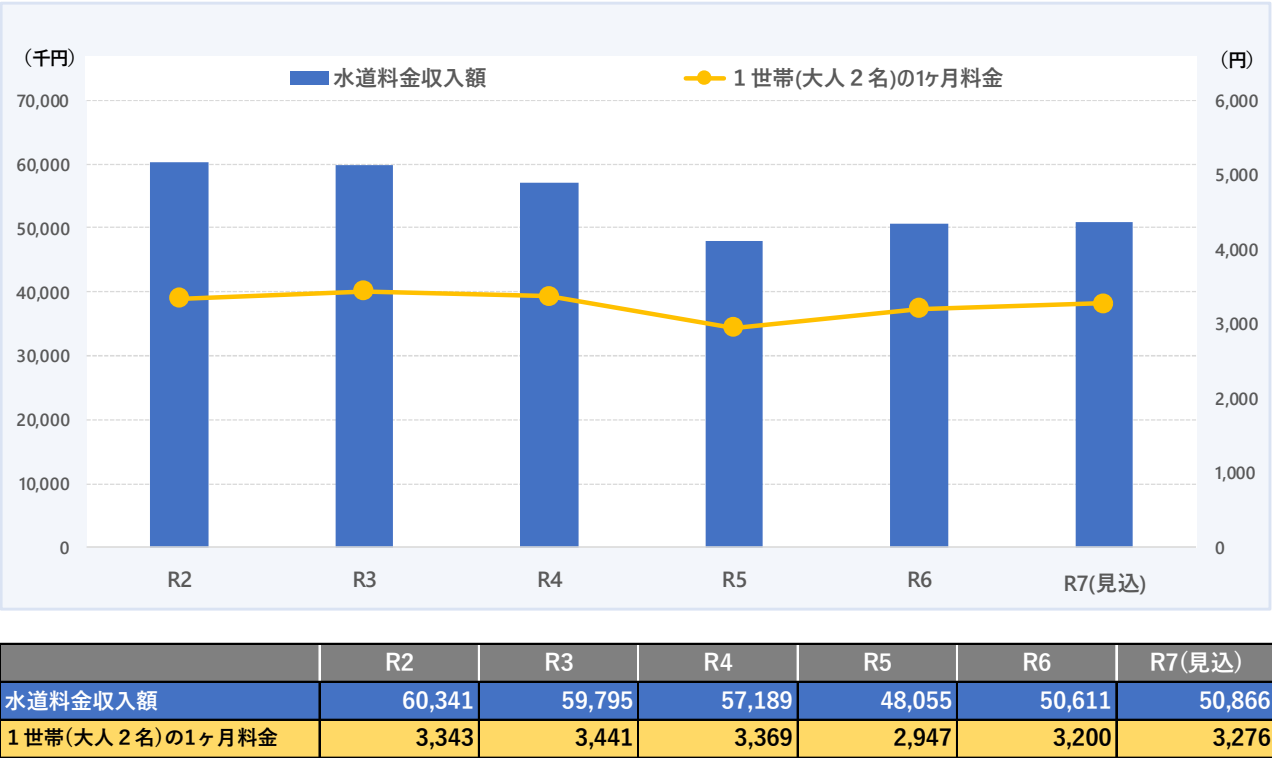


図 1-4 水道料金収入の推移

1.3 将来の事業環境

(1) 将来予測の方法

① コーホート要因法

「コーホート要因法」とは、各コーホート（同じ年又は期間に生まれた人々の集団）について、「自然増減」（死亡と出生）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

推計の基礎となる過去の実績人口に特殊な変動があった場合は、推計対象期間内の将来人口に特殊な変動が予想されるため、過去の実績に基づく変化率が将来人口の推計に適さないと思われる場合は、この方法を用いることが推奨されています。

② コーホート変化率法

「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

推計する将来が、比較的近い将来の人口で、変化率の算出基礎が近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来においても特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

今回計画の経営戦略においては適さないため、除外しています。

③ 日本の地域別将来推計人口（採用）

国立社会保障・人口問題研究所において、将来の人口を都道府県別、市区町村別に求めることを目的としたものです。今回の計画で採用している方法です、

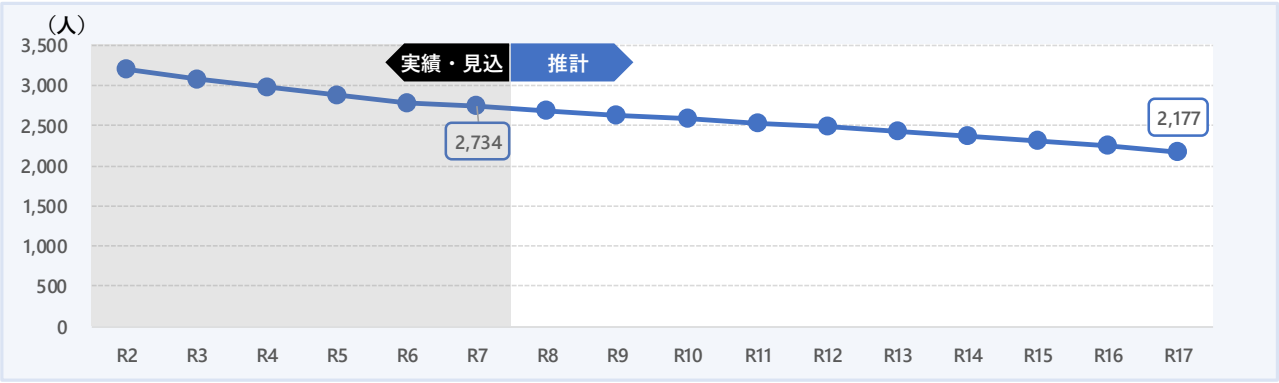
各論の根拠資料については、令和 2 年（2020）年の国勢調査をもとに、将来人口推計を男女年齢（5 歳）階級別に行ったものです。

(<https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson23/t-page.asp>)

(2) 行政区域内人口の見通し

本経営戦略の基礎となる将来人口につきましては、国立社会保障・人口問題研究所の推計値をもとに算出した数値を使用しています。この推計値によれば、令和 17 年（2035 年）の人口は 2,177 人となり、令和 6 年（2024 年）の 2,785 人と比較して 78%に減少すると見込まれています。

一方、和寒町人口ビジョンでは、令和 42 年（2060 年）の目標人口を「1,600 人以上」とすることを掲げており、持続可能な地域社会の維持に向けた人口規模の確保を目指す目標と設定しています。



実績(決算統計より)

	R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口	3,198	3,079	2,987	2,874	2,785

見込み・推計

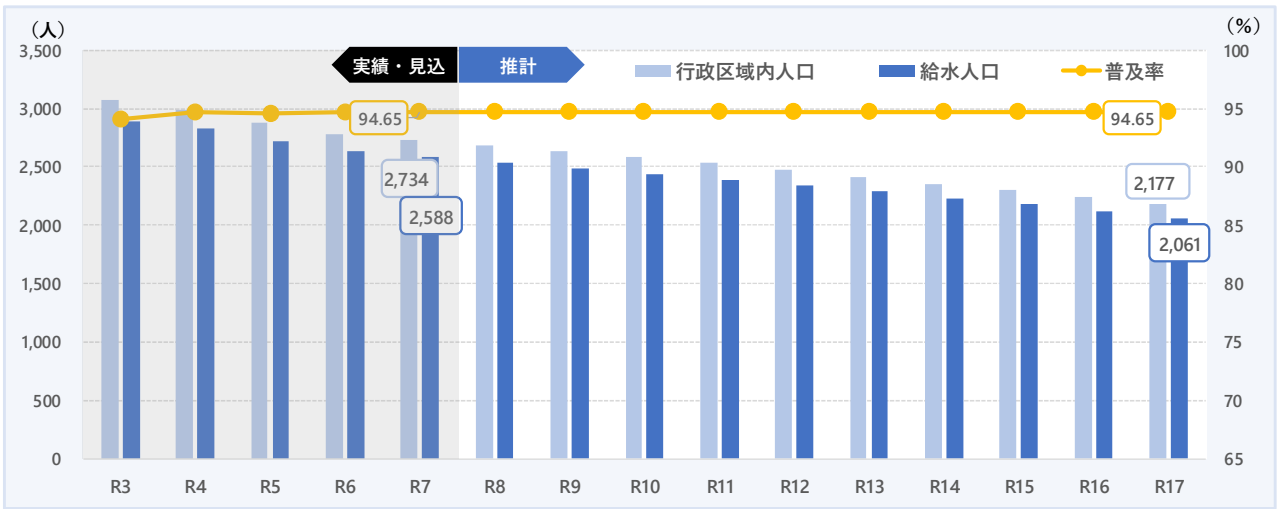
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
行政区域内人口	2,734	2,683	2,632	2,581	2,530	2,478	2,418	2,358	2,298	2,238	2,177

出典：国立社会保障・人口問題研究所_日本の地域別将来推計 人口令和 5 (2023)年推計

図 1-5 行政区域内人口の見通し

(3) 水道人口の見通し

本町の給水人口の見通しは、次の図 1-6 のとおりです。



	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
行政区域内人口	3,079	2,987	2,874	2,785	2,734	2,683	2,632	2,581	2,530	2,478	2,418	2,358	2,298	2,238	2,177
給水人口	2,896	2,829	2,718	2,636	2,588	2,539	2,491	2,443	2,395	2,345	2,289	2,232	2,175	2,118	2,061
普及率	94.06	94.71	94.57	94.65	94.65	94.65	94.65	94.65	94.65	94.65	94.65	94.65	94.65	94.65	94.65

（４）年間総配水量及び有収水量の見通し

本町の処理水量及び有収水量の見通しは、次の図 1-7 のとおりです。

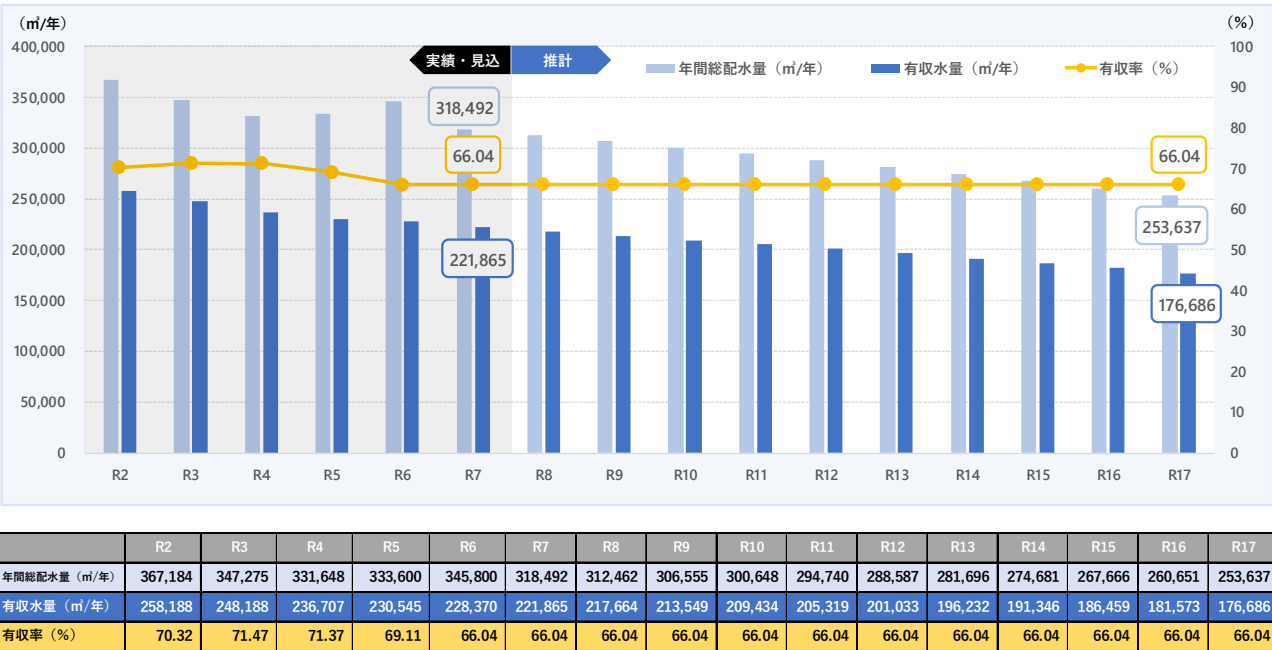


図 1-7 処理水量及び有収水量の見通し

（５）料金収入の見通し

本町の料金収入の見通しは、次の図 1-8 のとおりです。

※本経営戦略収支計画の数値を反映しています。



図 1-8 料金収入の見通し

1.4 水道事業の経営課題

(1) 財政上の課題

- ①今後、施設の更新費用や維持管理費の増加に加え、人口減少による料金収入の減少が進むことで、町からの繰入金の割合が増加する見込みです。
- ②供用開始(昭和 38 年)から 63 年を経過してもなお料金回収率が 41%と低く、資本費に充当する財源がありません。(料金回収率が 100%を下回っている場合、給水にかかる費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味します)。

(2) 災害危機管理対策

想定される巨大地震、浸水、渇水などの自然災害、特に地震による甚大な被害による復旧が長期化していることから上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するための上下水道耐震化計画の策定が求められていることや新型コロナウイルス等の感染症が発生した場合においても事業が継続して行えるように、これらに対応するための施設の整備や業務継続体制の強化がこれまで以上に求められています。

(3) 管・施設の効率的な運用

今後、法定耐用年数を経過する水道施設が多く、多額の更新費用が必要となります。

水道施設の更新に当たっては施設年次計画に基づき、地域住民の方々が安心して水道を使い続けられるよう、管・施設を効率的に更新・運用します。

なお、今後 10 年間に必要とされる更新費用は、約 1.1 億円と推計されています。

(4) 技術の継承及び人材の育成

今後は、技術系職員の高齢化が見込まれており、これまで培ってきた現場対応力や危機管理などの技術力の継承が課題となっています。また、職員数の減少によるサービスの低下を招かないように、機能的な組織づくりに努め、災害危機管理対策の面からも、包括的業務委託など民間活用に過剰に依存することなく、本来、行政職員がすべき根幹業務について、検討しながら、水道事業に携わる人材を育成していく必要があります。

2 水道料金の適正水準

2.1 料金対象経費の予測と料金適正水準の検討

本町の水道料金で回収すべき経費に対して、実際に料金収入でどの程度賄えているかを示す「料金回収率」は、令和7年度決算見込みで**41.3%**となっています。本来は100%が望ましく、現状では十分な水準とは言えません。

今後は、人口減少による料金収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新需要（建設改良費）の増加が見込まれることから、経営環境は一層厳しさを増すと考えられます。

こうした状況の中で、サービスを持続的かつ安定的に提供し続けるためには、町民全体の公平な受益の観点を踏まえ、基準外繰入金に依存した経営からの脱却を図る必要があります。地方公営企業の原則である「独立採算」の早期達成を目指し、適正な料金収入による自立的な経営体制の確立が求められます。

そのため、水道料金としてどの程度の水準が適正であるかについて、今後慎重に検討を進めていきます。

2.2 料金水準の見直しとその影響について

料金水準については、本来であれば料金回収率として**100%**が望ましい姿ですが、ここでは給水原価となる各数値を適切に捉えるとともに、町民生活への影響を最大限に考慮し、今後の事業経営に必要な料金水準を検討します。

3 投資・財政計画

3.1 投資計画の検討

本町での社会人口問題研究所発表の人口推移をもとに給水区域内人口から有収率等により想定される料金収入の見通し、施設年次計画に基づく更新等を考慮しながら投資額の平準化を図り、収支均衡がなされるよう検討します。

さらに、建設改良等での住民インフラ整備が重要であることから、その財源を確保するためにどの時期にこういった施策が必要になるか検討します。

3.2 今後の財政運営上の基本方針

本町において、想定される巨大地震、浸水、濁水、寒波、大雪などの自然災害や新型コロナウイルス等の感染症が発生した場合においても事業が継続して行えるように、緊急対応するために必要となる資金の確保も含めた財政運営を基本方針とします。

3.3 将来シミュレーションの実施及び前提条件

収益的収支の前提条件

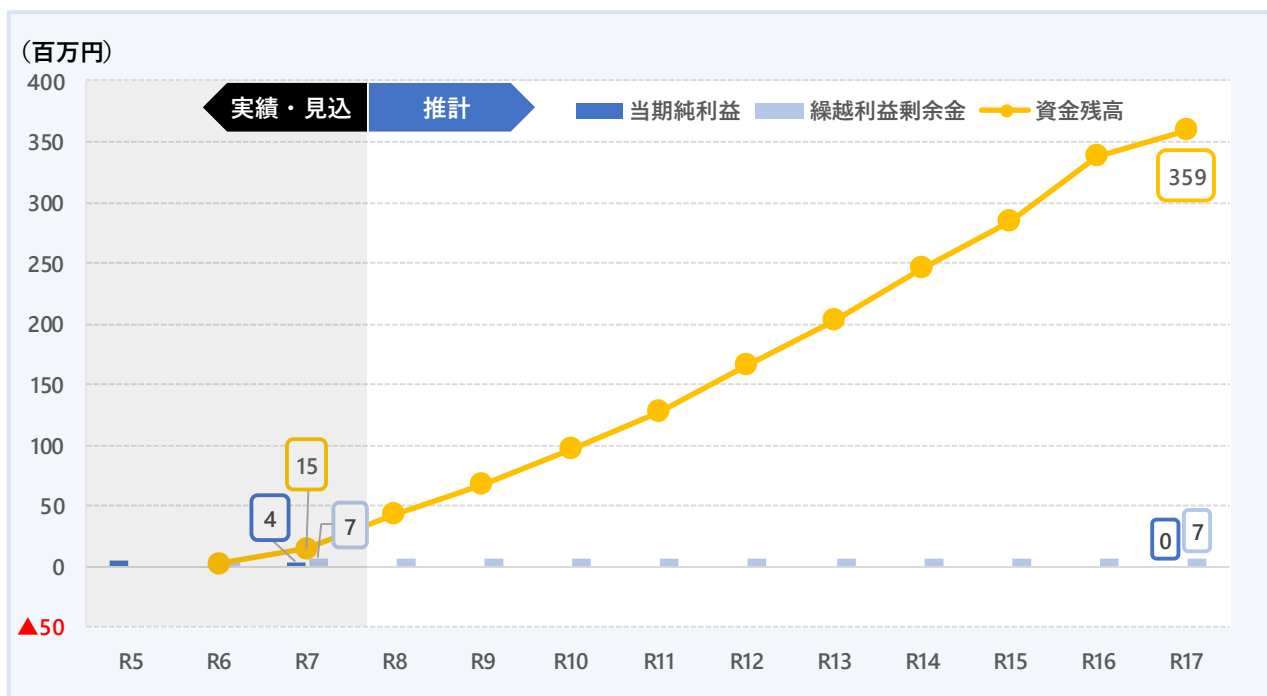
収支項目		前提条件	
収益	料金収入	R7 水道料金を基に人口減少率を乗じて推計	
		料金単価	令和 7 年度決算見込みを基に推移
		有収水量	推計給水人口に、給水人口あたりの有収水量（過去 2 年間の平均値）を乗じて算定
		給水人口	行政区域内人口に普及率（令和 6 年度決算値を固定推移）を乗じて算定
	一般会計繰入金	基準内繰入金	繰出基準に基づき推計（将来の投資に係るものも推計）
		基準外繰入金	当期純利益が不足しないよう繰入額を調整して推計
	長期前受金戻入	固定資産の取得に充てた財源である国庫補助金等を計上した長期前受金から、固定資産の減価償却費等見合い分を順次収益化するものとして推計	
	その他	該当なし	
費用	職員給与費	令和 7 年度決算見込みを基に、毎年 0.3%の賃金上昇を見込む額を推計 ※人事院勧告による R1~R5 賃金上昇率平均値	
	維持管理費 （職員給与費を除く。）	令和 7 年度決算見込みを基に、毎年 2.0%の物価上昇率を見込む額を推計 ※年 2 %は日本銀行の物価上昇安定目標値	
	減価償却費	法定耐用年数に基づき個別に推計	
	企業債利息	企業債の元利償還見込に基づき、計画期間中の新規発行債の償還利子を個別に算定	
	その他	令和 8 年度以降も計上が見込まれる額を推計	

資本的収支の前提条件

収支項目		前提条件
収入	企業債	該当なし
	他会計補助金	繰出基準に基づき推計（将来の投資に係るものも推計） 上記で補填財源が不足している場合は基準外を計上
	他会計負担金	該当なし
	出資金	該当なし
	国（道）補助金	該当なし
	その他	該当なし
支出	建設改良費	建設改良費については、施設年次計画から推計
	企業債償還金	企業債の元利償還見込に基づき、計画期間中の新規発行債の償還元金を個別に算定

3.4 財政計画の策定

(1) 当期純利益、繰越利益剰余金及び資金残高



	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
当期純利益	5	▲1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰越利益剰余金		3	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
資金残高		3	15	43	68	96	128	166	203	245	284	337	359

図 1-9 当期純利益、繰越利益剰余金及び資金残高の見通し

令和 8 年度以降は、水道料金収入と事業経費が原則として収支均衡となるよう、他会計からの補助金により調整を行っています。また、資本的収支不足額の補填財源として損益勘定留保資金を見込んでいることなどから、繰越利益剰余金は増加していく見込みです。

資金残高については、法的な規定はありませんが、将来の水道施設の整備・更新に備えるほか、災害や予期せぬトラブルへの対応のため、緊急時に活用可能な現預金を確保しておくことが重要です。なお、今後 10 年間の水道料金収入を年間 4,000 万円と仮定した場合、令和 17 年度の資金残高は約 9 年分に相当する資金を確保していることになります。

(2) 料金収入及び料金回収率

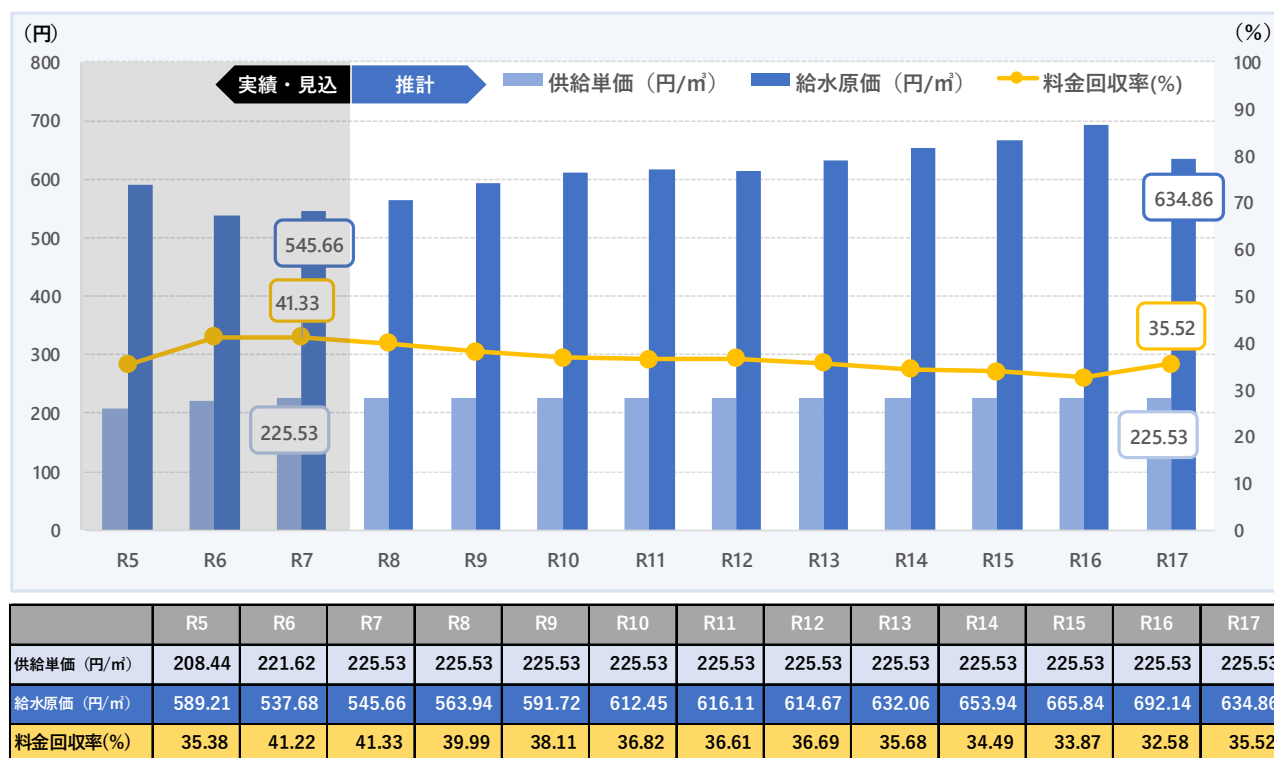


図 1-10 供給単価、給水原価及び料金回収率の見通し

令和 8 年度以降の料金回収率については、人口減少に伴う料金収入の減少に加え、物価上昇や施設更新費用の増加により給水原価が上昇することから、料金回収率は低下する見込みです。

人口は、令和 7 年度から令和 17 年度までの **10 年間で 21%減少**が見込まれており、一方で経費については物価上昇の影響を加味し、同期間で約 **20%の増加**が予測されています。

このような状況下で現行の供給単価を維持したまま運営を続けた場合、**料金回収率は 35.5%**まで低下する見込みです。

本来、地方公営企業は独立採算制が原則であり、一般会計からの基準外繰入金に依存しない経営が求められています。そのため、今後は繰入金の依存度を段階的に減少し、持続可能な経営体制への転換を図る必要があります。

(3) 収益的収支、基準内繰入金及び基準外繰入金



図 1-11 収益的収支、基準内繰入金及び基準外繰入金の見通し

令和 8 年度以降は、人口減少に伴う有収水量の減少により、料金収入も減少していくことが見込まれます。

一方で、補填財源の不足により毎年度、一般会計から多額の基準外繰入金によって事業を維持している状況であり、各年度の収益的収入は安定せず、一定とはならない見込みです。

本来、地方公営企業は独立採算制が原則であり、一般会計からの基準外繰入金に依存しない経営が求められています。そのため、今後は繰入金の依存度を段階的に縮小し、持続可能な経営体制への転換を図る必要があります。

（４）資本的収支、基準内繰入金及び内部留保資金

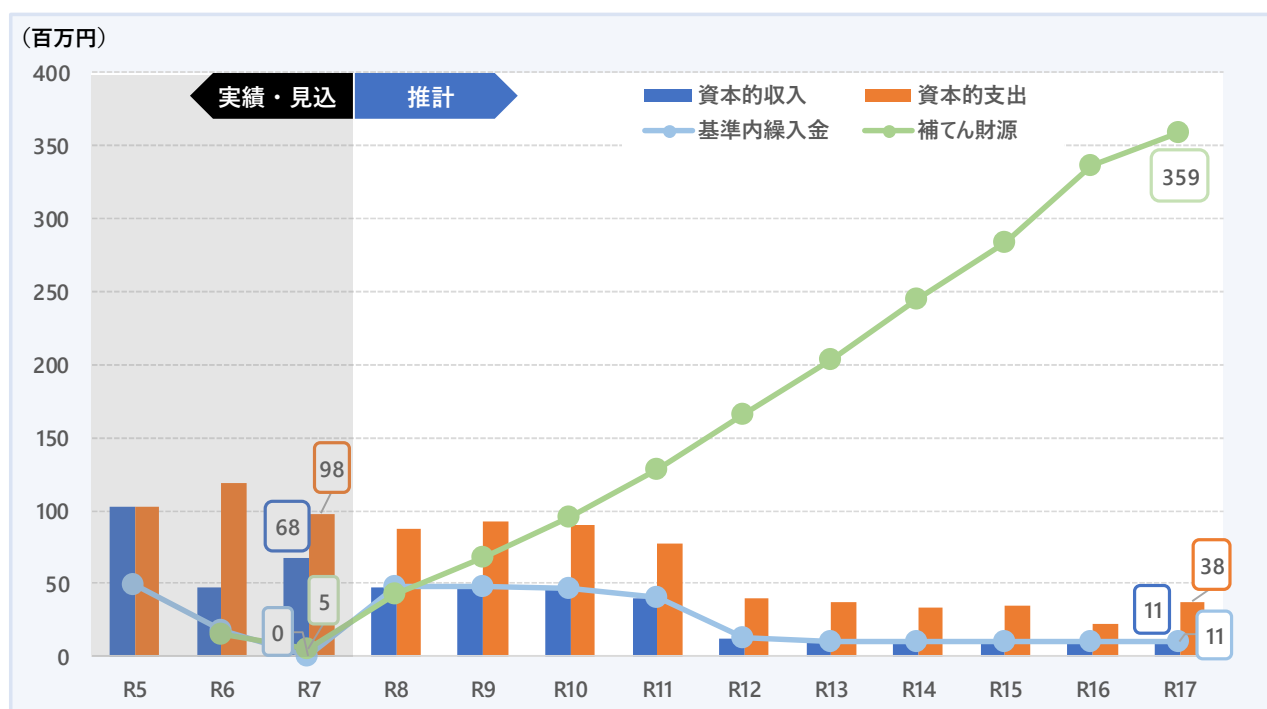


図 1-12 資本的収支、基準内繰入金及び内部留保資金の見通し

資本的収支については、計画期間内に大規模な建設改良の予定はなく、起債の元金償還が主な支出となります。

資本的収支における財源不足を補うためには、当年度損益勘定留保資金（減価償却費から長期前受金戻入額を差し引いたもの）を活用し、内部留保資金が枯渇しないよう安定的に運営することが求められます。

一方で、建設改良費が少ないことから、当年度損益勘定留保資金に余裕が生じ、補填財源が増加していくと見込まれます。

このような状況を踏まえると、水道料金の改定を含む抜本的な経営改善が不可欠であると考えています。

3.5 指標分析

■ 経常収支比率（％）



■ 累積欠損金比率（％）

算定方法

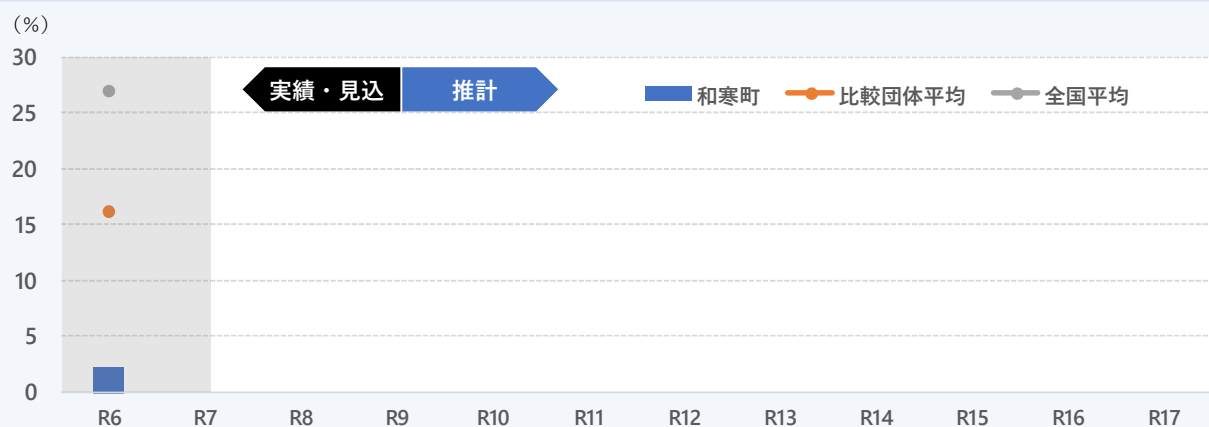
$$\text{累積欠損金比率} = \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益-受託工事収益}} \times 100$$

望ましい向き ↓

累積欠損金比率 ≒ 0 %

分析指標の意味（何が分かる？）

営業収支に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標で、0%であることが求められます。



	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
和寒町	2.26	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
比較団体平均	16.12											
全国平均	26.96											

分析指標からわかること

収益収支不足分については、一般会計からの繰入金によって賄っており、今後も収支均衡を保ちながら運営していく見込みです。

■ 流動比率 (%)

算定方法

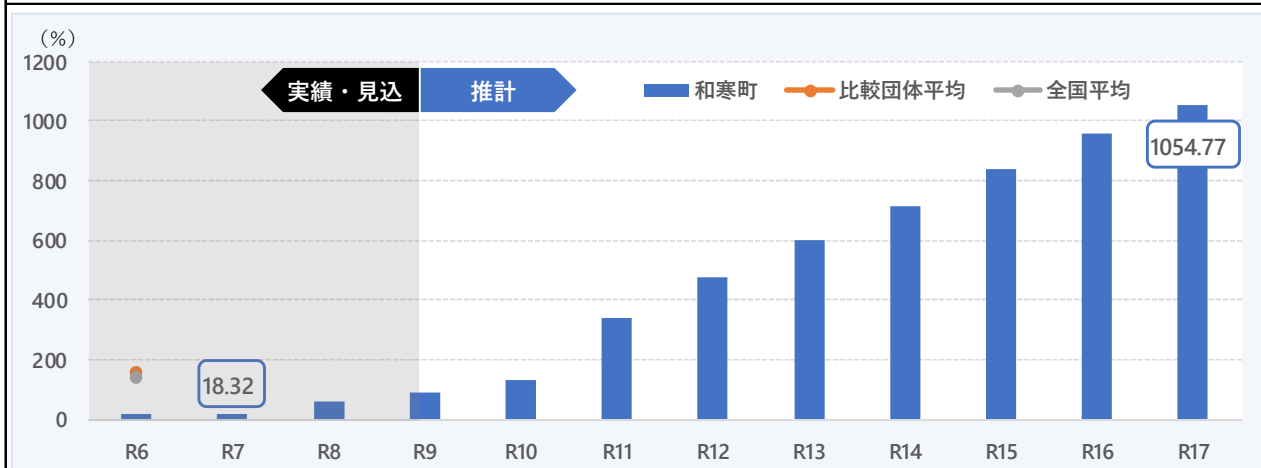
$$\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

望ましい向き ↑

流動比率 > 100%

分析指標の意味（何が分かる？）

短期的な債務に対する支払い能力を表す指標で、100%以上であることが必要です。一般的に100%を下回る場合は支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。



	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
和寒町	15.63	18.32	61.05	88.13	130.45	336.44	473.58	600.54	715.32	840.15	960.74	1054.77
比較団体平均	157.71											
全国平均	142.39											

分析指標からわかること

令和9年度までは悪化する見込みだが、令和10年度以降は短期的な債務に対する支払い能力は十分ある見込みです。

■ 料金回収率（％）

算定方法

料金回収率＝

供給単価

給水原価

×100

望ましい向き↑

経費回収率 > 100%

分析指標の意味（何が分かる？）

水道料金で回収すべき経費をどの程度料金収入で賄えているかを表す指標で、100%以上であることが必要です。100%を下回っている場合は、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味します。

(%)

100

80

60

40

20

0

実績・見込

推計

和寒町

比較団体平均

全国平均

R4

R5

R6

R7

R8

R9

R10

R11

R12

R13

R14

R15

R16

R17

41.33

35.52

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
和寒町	28.98	30.06	41.22	41.33	39.99	38.11	36.82	36.61	36.69	35.68	34.49	33.87	32.58	35.52
比較団体平均	55.15	53.95	61.25											
全国平均	50.61	49.51	56.19											

分析指標からわかること

100%以上が望ましい指標に対して本町では令和17年度に35.52%まで低下する見込みです。

■ 給水原価（円/ｍ³）

算定方法

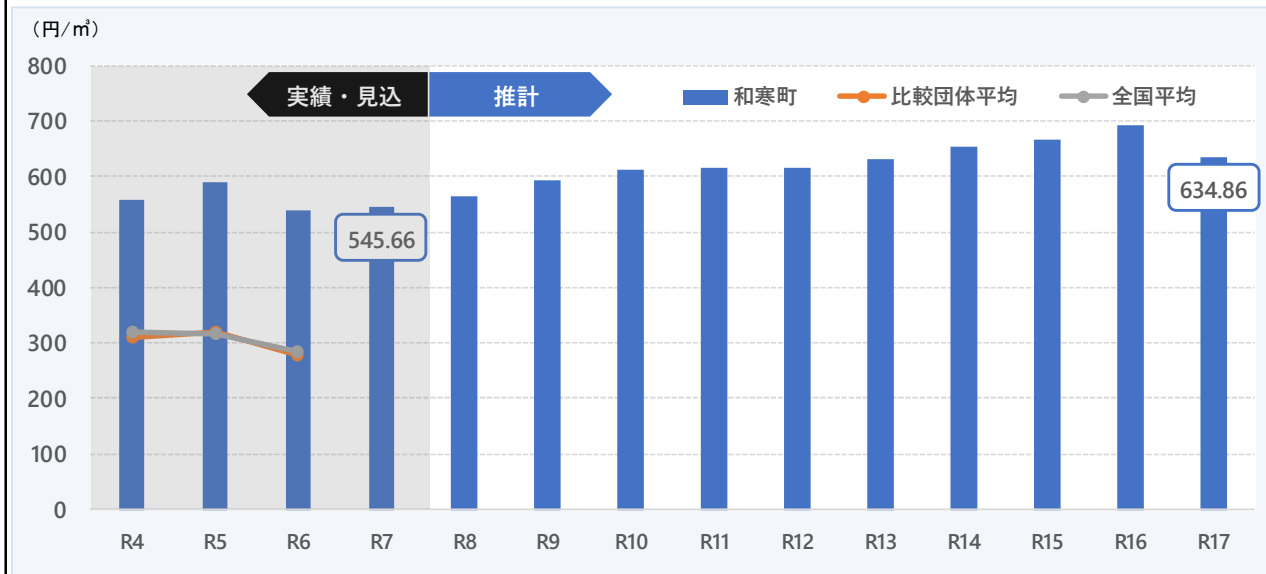
$$\text{給水原価} = \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}} \times 100$$

望ましい向き ↓

明確な基準はない

分析指標の意味（何が分かる？）

有収水量 1 ｍ³ 当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標である。経年比較や類似団体との比較等による状況の把握及び分析が求められます。



	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
和寒町	558.36	589.21	537.68	545.66	563.94	591.92	612.45	616.11	614.67	632.06	653.94	665.84	692.14	634.86
比較団体平均	310.26	318.99	279.83											
全国平均	320.83	317.14	285.60											

分析指標からわかること

物価上昇や更新費用の増大により、有収水量に占める経費は増加していく見込みです。令和17年度には、比較団体平均の 2 倍の費用を要する見込みです。

■ 有形固定資産減価償却率（円/㎡）

算定方法

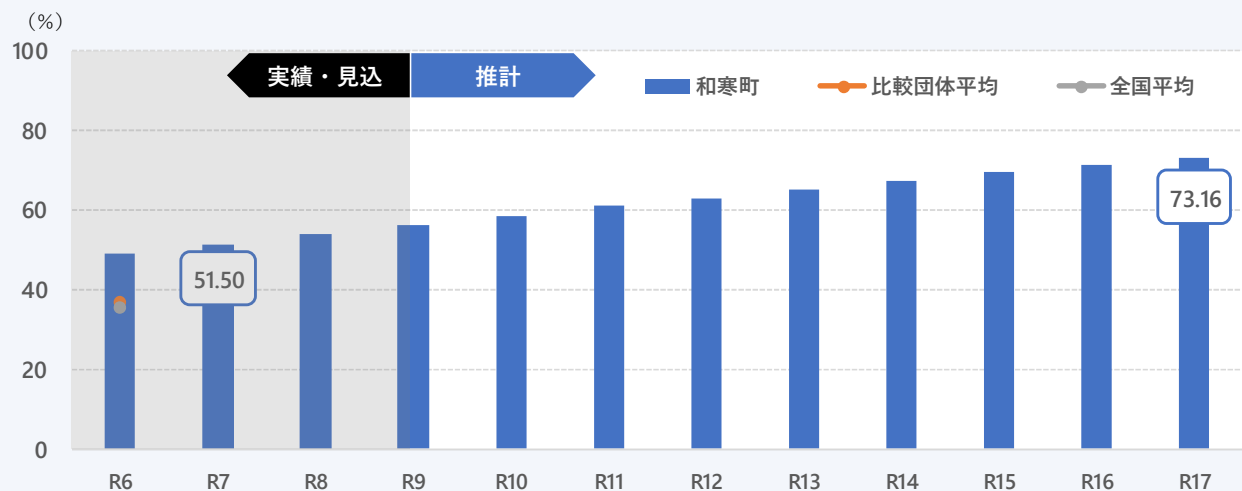
$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産}} \times 100$$

望ましい向き ↓

—

分析指標の意味（何が分かる？）

保有している有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化（経年化）の度合いを示しています。数値が100%に近いほど老朽化が進んでいることを示しており、施設の安全性などの観点から更新の必要性を推測することができます。



	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
和寒町	49.16	51.50	54.01	56.37	58.66	60.93	63.12	65.25	67.40	69.50	71.57	73.16
比較団体平均	37.10											
全国平均	35.50											

分析指標からわかること

当施設は、令和7年度で供用開始63年を経過しており、今後は、老朽化が緩やかに進展していく見込みです。

第2章 事後検証と経営戦略の見直し

1 事後検証

毎年度、投資・財政計画と実績値の比較等による分析及び検証を行います。また、少なくとも5年ごとに中期的な経営分析及び検証を行い、基本方針に基づいた施策が実行されているか進捗状況を確認します。

このような取組を行うことで職員の経営意識を高め、本経営戦略の目指す目標達成に向け改善を図りながら水道事業運営を行っていきます。

2 経営戦略の見直し

本経営戦略は令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間としています。

この期間中、毎年度の進捗管理を踏まえ、目標値と実績値の比較分析を確実に実施するために、PDCAサイクルに基づき、計画の策定（PLAN）、事業の実行（DO）、達成度の評価（CHECK）、改善（ACTION）を行い、フォローアップしていきます。

具体的には、各年度において決算実績値と事業の実行（DO）との比較、及び達成度の評価（CHECK）を行い、改善（ACTION）の必要性があれば計画の策定（PLAN）の見直しをすることで各年度予算編成にも活用します。

このようにPDCAサイクルを実施することにより、今後の事業を取り巻く環境の変化や住民のニーズに適切に対応できるよう、健全な事業運営を行っていきます。

このうち達成度の評価及び改善については、モニタリング及びローリングにより実施します。



図2-1 PDCAサイクル図

第3章 投資・財政計画

1 投資・財政計画

(単位：千円，%)

年 度			R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
区 分			(決 算)	(決 算)	(見 込 み)				
収 入 的 収 益	収 入 的 収 益	1. 営 業 収 益 (A)	40,970	50,721	50,117	49,903	48,960	48,016	47,073
		(1) 料 金 収 入	40,839	50,611	50,056	49,903	48,960	48,016	47,073
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)							
		(3) そ の 他	131	110	61				
		2. 営 業 外 収 益	17,996	100,827	102,167	98,280	102,620	103,744	101,980
	収 入	(1) 補 助 金	17,995	75,040	75,222	72,943	77,554	80,409	79,637
		基準外	17,761	74,818	75,003	71,120	75,742	78,614	77,857
		基準内 (利息等)	234	222	219	1,823	1,812	1,795	1,780
		基準内 (高料金等)							
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入		25,761	26,942	25,337	25,066	23,335	22,343
(3) そ の 他	1	26	3						
収 入 計 (C)		58,966	151,548	152,284	148,183	151,580	151,760	149,053	
支 出 的 収 益	支 出 的 収 益	1. 営 業 費 用	53,140	141,449	147,549	147,733	151,169	151,396	148,735
		(1) 職 員 給 与 費	11,263	12,448	12,954	12,994	13,032	13,072	13,110
		基 本 給	4,934	5,140	5,132	5,148	5,163	5,179	5,194
		退 職 給 付 費							
		そ の 他	6,329	7,308	7,822	7,846	7,869	7,893	7,916
	支 出	(2) 経 費	41,877	35,867	41,406	42,235	43,063	43,892	44,720
		動 力 費	4,109		5,047	5,148	5,249	5,350	5,451
		修 繕 費	8,428	6,858	7,467	7,617	7,766	7,916	8,065
		材 料 費							
		そ の 他	29,340	29,009	28,892	29,470	30,048	30,626	31,204
(3) 減 価 償 却 費		93,134	93,189	92,504	95,074	94,432	90,905		
2. 営 業 外 費 用		468	7,102	503	450	411	364	318	
支 出	(1) 支 払 利 息	468	421	503	450	411	364	318	
	(2) そ の 他		6,681						
	支 出 計 (D)	53,608	148,551	148,052	148,183	151,580	151,760	149,053	
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		5,358	2,997	4,232				
特 別 利 益 (F)									
特 別 損 失 (G)				4,143					
特 別 損 益 (F)-(G) (H)				△ 4,143					
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			5,358	△ 1,146	4,232				
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)				2,997	7,229	7,229	7,229	7,229	
流 動 資 産	流 動 資 産 (J)			13,600	16,388	53,019	76,207	98,960	124,681
	う ち 未 収 金			949	100	100	100	100	100
	流 動 負 債 (K)			86,995	89,408	86,852	86,476	75,858	37,059
	う ち 建 設 改 良 費 分			77,762	79,088	77,852	77,476	66,858	28,059
	う ち 一 時 借 入 金								
う ち 未 払 金				7,988	9,255	9,000	9,000	9,000	9,000
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)				2.26					
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)									
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			40,970	50,721	50,117	49,903	48,960	48,016	47,073

(単位：千円，％)

区 分 \ 年 度			R 1 2 年度	R 1 3 年度	R 1 4 年度	R 1 5 年度	R 1 6 年度	R 1 7 年度	
収 入 的 収 益 的 支 出	収 入 的 収 益	1. 営 業 収 益 (A)	46,090	44,989	43,869	42,749	41,628	40,508	
		(1) 料 金 収 入	46,090	44,989	43,869	42,749	41,628	40,508	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)							
		(3) そ の 他							
		2. 営 業 外 収 益	100,127	101,480	103,026	102,850	102,411	89,516	
		(1) 補 助 金	77,848	79,366	81,596	81,746	84,401	71,935	
		基準外	76,078	78,267	81,114	81,301	84,270	71,855	
		基準内 (利息等)	1,770	1,099	482	445	131	80	
		基準内 (高料金等)							
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	22,279	22,114	21,430	21,104	18,010	17,581	
		(3) そ の 他							
		収 入 計 (C)	146,217	146,469	146,895	145,599	144,039	130,024	
	収 入 的 支 出	1. 営 業 費 用	145,939	146,228	146,685	145,413	143,873	129,874	
		(1) 職 員 給 与 費	13,149	13,188	13,240	13,279	13,318	13,357	
			基 本 給	5,209	5,225	5,245	5,261	5,276	5,292
			退 職 給 付 費						
			そ の 他	7,940	7,963	7,995	8,018	8,042	8,065
		(2) 経 費	45,548	46,377	47,204	48,032	48,861	49,689	
			動 力 費	5,552	5,653	5,754	5,855	5,956	6,057
			修 繕 費	8,214	8,364	8,513	8,662	8,812	8,961
			材 料 費						
		そ の 他	31,782	32,360	32,937	33,515	34,093	34,671	
		(3) 減 価 償 却 費	87,242	86,663	86,241	84,102	81,694	66,828	
		2. 営 業 外 費 用	278	241	210	186	166	150	
		(1) 支 払 利 息	278	241	210	186	166	150	
		(2) そ の 他							
		支 出 計 (D)	146,217	146,469	146,895	145,599	144,039	130,024	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)									
特 別 利 益 (F)									
特 別 損 失 (G)									
特 別 損 益 (F)-(G) (H)									
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)									
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		7,229	7,229	7,229	7,229	7,229	7,229		
流 動 資 産 (J)	資 産 (J)	159,862	194,629	231,635	267,554	305,380	329,184		
	う ち 未 収 金	100	100	100	100	100	100		
	流 動 負 債 (K)	負 債 (K)	33,756	32,409	32,382	31,846	31,786	31,209	
		う ち 建 設 改 良 費 分	24,756	23,409	23,382	22,846	22,786	22,209	
		う ち 一 時 借 入 金							
う ち 未 払 金		9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)									
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)									
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		46,090	44,989	43,869	42,749	41,628	40,508		
地 方 財 政 法 に よ る ((L) / (M) × 100) 資 金 不 足 の 比 率									
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)									
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)									
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)									
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)									

(単位：千円)

年 度 区 分		R 5年度 (決 算)	R 6年度 (決 算)	R 7年度 (見 込 み)	R 8年度	R 9年度	R 1 0年度	R 1 1年度
資 本 的 収 入 支 出	1. 企 業 債	5,100	26,500	34,127				
	うち 資 本 費 平 準 化 債							
	2. 他 会 計 出 資 金							
	3. 他 会 計 補 助 金	88,702	18,265	34,127	48,156	48,175	47,894	40,444
	4. 他 会 計 負 担 金							
	5. 他 会 計 借 入 金							
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金							
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金							
	8. 工 事 負 担 金							
	9. そ の 他	9,216	3,692					
	計 (A)	103,018	48,457	68,254	48,156	48,175	47,894	40,444
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
	純 計 (A)-(B) (C)	103,018	48,457	68,254	48,156	48,175	47,894	40,444
	1. 建 設 改 良 費	20,787	42,109	18,100	10,058	14,759	13,249	10,456
	うち 職 員 給 与 費							
	2. 企 業 債 償 還 金	82,231	77,624	77,763	77,799	77,852	77,476	66,858
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金							
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
	5. そ の 他		2	2,363				
	計 (D)	103,018	119,735	98,226	87,857	92,611	90,725	77,314
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			71,278	29,972	39,701	44,436	42,831	36,870
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		66,750	29,972	39,701	44,436	42,831	36,870
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額							
	3. 繰 越 工 事 資 金							
	4. そ の 他		4,528					
計 (F)			71,278	29,972	39,701	44,436	42,831	36,870
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)								
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)		836,803	785,679	742,043	664,244	586,392	508,916	442,058

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度 区 分		R 5年度 (決 算)	R 6年度 (決 算)	R 7年度 (決 算 見 込)	R 8年度	R 9年度	R 1 0年度	R 1 1年度
収 益 的 収 支 分		17,995	75,040	75,222	72,923	77,514	80,369	79,577
	うち 基 準 内 繰 入 金	234	222	219	1,823	1,812	1,795	1,780
	うち 基 準 外 繰 入 金	17,761	74,818	75,003	71,100	75,702	78,574	77,797
資 本 的 収 支 分		88,702	18,265	34,127	48,156	48,175	47,894	40,444
	うち 基 準 内 繰 入 金	49,724	18,265		48,156	48,175	47,894	40,444
	うち 基 準 外 繰 入 金	38,978		34,127				
合 計		106,697	93,305	109,349	121,079	125,689	128,263	120,021

(単位：千円)

年 度 区 分			R 1 2 年度	R 1 3 年度	R 1 4 年度	R 1 5 年度	R 1 6 年度	R 1 7 年度
資 本 的 収 入 支 出	資 本 的 収 入	1. 企 業 債						
		うち 資本費平準化債						
		2. 他 会 計 出 資 金						
		3. 他 会 計 補 助 金	13,267	11,782	11,598	11,608	11,616	11,626
		4. 他 会 計 負 担 金						
		5. 他 会 計 借 入 金						
		6. 国（都道府県）補助金						
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
		8. 工 事 負 担 金						
		9. そ の 他						
		計 (A)	13,267	11,782	11,598	11,608	11,616	11,626
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
		純 計 (A)-(B) (C)	13,267	11,782	11,598	11,608	11,616	11,626
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	12,396	14,151	11,537	11,770		16,071
		うち 職 員 給 与 費						
		2. 企 業 債 償 還 金	28,059	24,756	23,409	23,382	22,846	22,786
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
		5. そ の 他						
		計 (D)	40,455	38,907	34,946	35,152	22,846	38,857
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		27,188	27,125	23,348	23,544	11,230	27,231
	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	27,188	27,125	23,348	23,544	11,230	27,231
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
		3. 繰 越 工 事 資 金						
		4. そ の 他						
		計 (F)	27,188	27,125	23,348	23,544	11,230	27,231
	補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)							
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
	企 業 債 残 高 (H)		413,999	389,243	365,834	342,452	319,606	296,820

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分 \ 年 度		年 度					
		R 1 2 年度	R 1 3 年度	R 1 4 年度	R 1 5 年度	R 1 6 年度	R 1 7 年度
収 益 の 収 支 分		77,728	79,265	81,495	81,645	84,299	71,852
	う ち 基 準 内 繰 入 金	1,770	1,099	482	445	131	80
	う ち 基 準 外 繰 入 金	75,958	78,166	81,013	81,200	84,168	71,772
資 本 の 収 支 分		13,267	11,782	11,598	11,608	11,616	11,626
	う ち 基 準 内 繰 入 金	13,267	11,782	11,598	11,608	11,616	11,626
	う ち 基 準 外 繰 入 金						
合 計		90,995	91,047	93,093	93,253	95,915	83,478

令和 8 年 3 月
和寒町簡易水道事業経営戦略

〒098-0192 北海道上川郡和寒町字西町 120 番地
Tel 0165(32)2424
和寒町 建設課上下水道係